

社会福祉協議会は、全国すべての都道府県・指定都市、市区町村に設置されています。すべての社会福祉協議会は、社会福祉法人という法人格を持っています。

山口県社会福祉協議会では、「地域福祉でまちづくり」をめざして、地域の様々な機関・団体と連絡調整や協働・連携して事業を進めています。

さて、平成21年度から司法と福祉が連携して「地域生活定着促進事業」が始まりました。この事業は、矯正施設から退所した後、自立した生活を営むことが困難であると認められる高齢者又は障害者が、適切な福祉サービス等が利用できるように支援を行うものであります。

山口県では本会が山口県から事業を受託し、平成21年7月に全国に先駆けて地域生活定着支援センターを設置しました。

地域生活定着支援センターでは、高齢又は障害を有するために福祉の支援を必要とする矯正施設退所者等について、保護観察所と協働して、安定した日常生活が送れるよう生活の環境を整えるとともに、こうした人々を受け入れる地域社会づくりに取り組んでいます。

活動内容

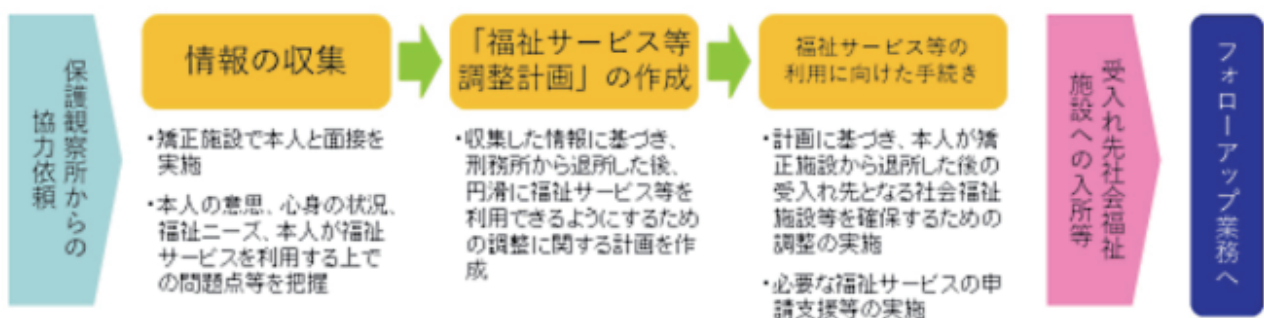
コーディネート業務

コーディネート業務

～保護観察所の生活環境調整（特別調整）への協力～

コーディネート業務は、**保護観察所が行う生活環境調整に対する協力として行うもので、高齢又は障害を有する矯正施設入所者のうち、引受人や退所後の住居のない人を主な対象**としています。

これらの人々に対するコーディネート業務は、**矯正施設所在地の保護観察所からの依頼**を受け、対応する都道府県センターが次の手順で行います。



フォローアップ業務・相談支援業務

フォローアップ業務

～依頼した施設等へのアフターケア～

フォローアップ業務は、コーディネート業務の調整により矯正施設退所者を受け入れた社会福祉施設等に対して、その所在する都道府県に置かれたセンターが、本人の処遇、本人の福祉サービスの利用等について、助言等を行うものです。

本人が受入れ先施設等の利用を開始したときを契機として、必要な期間、実施します。

相談支援業務

～矯正施設を退所した人に係る福祉的な助言等～

相談支援業務は、矯正施設退所者の福祉サービスの利用等に関して、本人又はその家族、社会福祉事務所、地方公共団体、更生保護施設その他の関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行うものです。

相談支援業務の対象には、矯正施設入所中にコーディネート業務の支援対象者であった者も含まれます。

連絡先

〒753-0072

山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内

TEL 083-924-2818

FAX 083-922-1295